

2020年3月27日

各位

太陽生命保険株式会社
代表取締役社長 副島 直樹
東京都中央区日本橋2丁目7番1号



太陽生命、週3日、週4日勤務制度を導入 ～全ての従業員が安心して長く元気に働き続けることができる会社を目指して～

T&D保険グループの太陽生命保険株式会社（社長 副島直樹）は、2020年4月より内務員等に対して新たな両立支援施策を導入することを決定しましたのでお知らせいたします。

当社は、2016年より「従業員」「お客様」「社会」すべてを元気にする取組み「太陽の元気プロジェクト」を推進しています。その中で従業員の福利厚生の充実を図るために「65歳定年制度の導入」をはじめ、「子ども手当の導入」「短時間勤務制度の拡大」など、多岐にわたる施策を実施し、若年層からシニア層まで全ての従業員が、働きがいと充実感を持って活躍できる環境を整えてきました。

近年、国内において介護およびがんによる離職者の増加が社会問題となるなど、さらなる両立支援施策の推進が必要な状況です。現在、当社における両立支援施策は、介護休暇をはじめ介護休業、欠勤、休職制度など「介護や治療に専念して休む」制度としては、法令を上回る水準にありますが、現行制度においては、休業、休職などによる収入の減少や長期間職場を離れていたことによる復帰時の業務遂行力の低下等の課題があります。

このような中、収入の減少を抑制しつつ、介護やがん治療をしながらも働き続けることのできる職場環境を構築するために、2020年4月より週3日、週4日勤務という新たな勤務制度を導入します。さらに、妊娠中および出産後の保健指導または健康診査、不妊治療に限定している通院休暇の適用範囲にがん治療を追加することで、両立支援施策のさらなる強化を図ります。

また、当社は男性育児休業については、2015年度より5年連続で100%取得しており、2019年度の取得日数は平均で5.3日（2020年2月末時点）という状況にあります。

男性従業員の育児と仕事とのさらなる両立支援を図るべく、2020年4月より配偶者の出産後2ヵ月以内に原則10営業日の「育児参加のための休暇」（特別休暇）と有給休暇10日を合わせた約1ヵ月の長期休暇を取得できる運用体制とします。

当社はこれからも、従業員が高い意欲を持って長く元気に働ける環境を構築することで、より多くのお客様の「元気で長生き」の実現に向け取り組んでまいります。

以上

■制度概要

○週3日、週4日勤務制度の導入

- ・家族^{(*)1}の介護や従業員本人のがん治療により週5日の勤務が困難な内務員等^{(*)2}が利用できる制度です。
- ・利用期間は、介護の場合、上限を設けず「介護に必要な期間」とし、がん治療の場合、「最長6ヵ月間」とします。
- ・給与は、短縮後の1週間の勤務日数の割合に応じた支給とします。
週3日勤務の場合：通常勤務の60%
週4日勤務の場合：通常勤務の80%

(*)1 家族の範囲：配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹および孫

(*)2 内務員等：内務員、継続雇用嘱託職員、スタッフ職員、パートタイマー

○通院休暇の範囲拡大

- ・がん治療を行うため、医療機関等に通院する場合、1回の診断につき、起算日から1年の間12日通院休暇^{(*)3}を取得可能とします。

(*)3 2020年4月以降の通院休暇の取得範囲は、妊娠中および出産後の保健指導または健康診査、不妊治療、がん治療による医療機関への受診となります。

○男性育児休業の1ヵ月取得

- ・配偶者の出産後2ヵ月以内に、原則10営業日の「育児参加のための休暇」（特別休暇）と有給休暇10日を合わせた約1ヵ月の長期休暇を取得できる運用体制とします。

以 上